

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、ご不明なことなどがありましたら、遠慮なく質問をしてください。

1 サービスの内容

- (1) 事業者は、利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、これに基づいてサービス提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の生活機能の状況等を勘案し、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行います。
- (4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の介護予防サービス・支援計画書の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

2 居宅介護支援事業者への作成依頼

- (1) 利用者が居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案作成を希望された場合は、すみやかに当該居宅介護支援事業者と調整を図ります。
- (2) 介護予防サービス・支援計画書原案作成の業務を受託した居宅介護支援事業者は、本契約の趣旨を尊重して介護予防サービス・支援計画書原案作成業務に従事することとします。
- (3) 事業者は、介護予防サービス・支援計画書原案作成について、居宅介護支援事業者に助言・指導するとともに、作成された介護予防サービス・支援計画書原案について内容の妥当性を評価し意見を付します。

3. あなたのお住まいの地域を担当する地域包括支援センター

センター名称	森町地域包括支援センター		
代 表 者	管 理 者 萩 野 友 章		
所 在 地 (連絡先)	茅部郡森町字御幸町 1 4 4 番地 1	電 話	3－2 3 2 2 F A X 2－5 9 7 7
担当者名			
営 業 日	月～金曜日 ただし、祝日及び 12 月 29 日～ 1 月 3 日までの間は除く	営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
職員体制	管理者（1 名・兼務）・保健師（2 名）・社会福祉士（1 名）・主任ケアマネジャー（1 名）・ 介護支援専門員（1 名）		

4. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容および利用料等

介護予防支援の内容	提供方法	介護保険適用の有無	利用料
① 介護予防サービス・支援計画の作成	契約書別紙に掲げる「介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の実施方法等について」を参照ください。	①～⑦は、一連業務として介護保険および総合事業の対象となるものです。	■初回の利用月 月額 7,420 円
② サービス事業者との連絡調整			■2 ヶ月目以降 月額 4,420 円
③ サービス実施状況の把握、評価			■委託連携加算 1 回 3,000 円
④ 利用者状況の把握			
⑤ 給付管理			
⑥ 要介護認定等の申請に対する協力、援助			
⑥ 相談業務			

【ご注意】

- ※ 介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の料金にかかる利用料は不要です。
- ※ ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を森町役場保健福祉課介護保険係の窓口へ提出すると払い戻しされる場合があります。

5. 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

センターの担当職員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3ヶ月に1回となります。(サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3月に1回などがめやすになります。)

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議や介護予防サービス事業者等との連絡調整・情報交換等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

また、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

7. 介護予防支援業務に関する相談・苦情について

【地域包括支援センターの窓口】 森町地域包括支援センター	所在地 茅部郡森町字御幸町144番地1 電話番号 3-2322 ファックス番号 2-5977 受付時間 8:30～17:15（月～金）
【市町村の窓口】 森町保健福祉課介護保険係	所在地 茅部郡森町字御幸町144番地1 電話番号 7-1085 ファックス番号 2-7123 受付時間 8:30～17:15（月～金）
【公的団体の窓口】 北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 電話番号 011-231-5161 （代表） 受付時間 9:00～17:00（月～金）

8. 重要事項の説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条の規定及び森町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づき、利用者に説明を行いました。

森町地域包括支援センター

所在地 茅部郡森町字御幸町144番地1

氏 名 森町長 岡 嶋 康 輔 印

説明者氏名 印

上記内容の説明をセンターの担当者から確かに受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

上記代理人

(代理人を選定した場合)

住 所

氏 名 印